

第 208 回社会保障審議会介護給付費分科会（持ち回り開催） の概要について

令和 4 年 2 月 28 日

社会保障審議会介護給付費分科会会長

田中 滋

第 208 回社会保障審議会介護給付費分科会における議題「令和 4 年度介護報酬改定に係る諮問について」について、社会保障審議会に諮問が行われたが、当分科会として、諮問のとおり改正することを了承するとの結論を得て、社会保障審議会会長に報告した。

（委員からのご意見）

委員名（敬称略）	ご意見
石田 路子	<p>本審議報告にある「補正予算による措置の要件・仕組み等を基本的に引き継ぐ形で①～③の内容で介護職員の処遇改善を図ることが適当」とした点は評価いたします。とくに①の「賃上げの継続に資すよう、加算額の 3 分の 2 以上はベースアップの引き上げに用いることを要件とする」ことについて、基本給の引き上げは重要であると考えます。</p> <p>さらに、今回の処遇改善について、これまでの処遇改善に係る取組の成果と照合しつつ、効果検証を着実に行うことが挙げられていますが、介護職員を含む現場スタッフ（多職種）の意見を踏まえた現状調査（聞き取り等）を行っていくことが必要と思います。</p> <p>最後に意見として挙げられていた「介護職員を平均よりも手厚く配置している事業所において、介護職員一人当たりの給付額が相対的に低くなる」といった状況については現状調査を行い、対応策を検討すべきと考えます。</p>
江澤 和彦	<p>国による補助金と介護報酬とは異なり、職員への賃金の支払方式（毎月の定額か一時金かについて）まで介護報酬（加算）の要件に盛り込むことは介護報酬の在り方としてそぐわないものと考えます。</p> <p>賃金の支払方式は事業者の裁量であり、各事業所の特</p>

	<p>性に応じて賃金を支払うことも考慮する必要があると思います。</p> <p>併せて、今回の新加算の名称は、賃金の支払方式にまで言及する名称が使用されており、仮に今後の介護報酬改定において当該加算の要件が変更される際にはその名称まで変更する必要性が生じます。</p> <p>今回の介護従事者の賃金アップの政策の意図は、事業所の評価ではなく、個々の職員に平等に配分されることが重要であり、令和5年度からでも、介護事業所の職員配置の実態に即した支払方式とすることも一考の余地があると考えます。</p> <p>したがって、今回の新加算の賃金の支払方式に関する要件およびその名称については、令和5年度以降検討することを要望いたします。</p>
<p>及川 ゆりこ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護の質を維持・向上を図るため、有資格者や研鑽努力している者が適切に評価される仕組みになるよう、引き続き検討をお願いしたい。
<p>長内 繁樹</p>	<p>令和4年度介護報酬改定による処遇改善については、介護従事者の着実な賃金改善につながるよう、対象となる事業所が確実に申請を行うための周知や情報提供等を積極的に実施していただきたい。</p> <p>介護人材の確保という点では、採用募集しても応募がないことを事業者からよく聞くため、介護業界に興味、関心を持ち、働きたいと思ってもらえるよう動機付けを図る必要がある。様々な方面からイメージアップ戦略などを検討されたい。</p> <p>また、人材不足を補う手立てとして、ICT導入による業務負担軽減などの支援策をさらに進めていただきたい。</p> <p>事務負担軽減の点においては、従来の処遇改善加算、特定処遇改善加算に今般の介護職員等ベースアップ等支援加算が加わることで、それらの事務手続きが煩雑にならないよう、様式の統一化など検討されたい。</p> <p>特に、今回の新加算創設により、処遇改善加算全体が</p>

	<p>複雑化している。処遇改善加算も含めた介護報酬全体の簡素化について、議論を進めていくべきである。</p>
鎌田 松代	<p>介護サービス利用者（以下利用者）や家族は今回の介護報酬臨時改定が介護人材確保やケアの質向上につながるという期待をもち賛成します。</p> <p>この改定は政府方針の「収入を3%程度（月額9,000円）引き上げる」ことが目的となります。介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを取得している事業所であること、事業所の介護職員以外の処遇改善にも充当できるという条件があり、本来の介護職員の給与引き上げにどのくらい貢献するのか検証を行い、課題がある場合は見直しの検討を行うことを要望します。</p> <p>介護報酬は利用者の自己負担と給付費で構成され、引き上げの臨時改定により、利用者の自己負担額が引き上げになります。また、給付費は公費と介護保険料を財源とするため、臨時改定の引き上げ分は、第1号介護保険料の第9期（2024～2026年度）に確実に反映されます。多くの高齢者は、年金収入で生活を維持しています。国民年金の水準が下がるなか、第1号介護保険料と自己負担の増加は、過酷な事態を招く恐れがあります。</p> <p>2021年には、施設サービスの食費と家賃を補助する特定入所者介護サービス費の条件が厳しくなり、高額介護サービス費も自己負担上限額の引き上げがあり、利用者の負担は増加したばかりです。</p> <p>特に、臨時改定による自己負担の増加について、負担できないためサービスをあきらめる要支援・要介護認定者をこれ以上増やすことの無いよう、新たに税金を投入した負担軽減策を早急に検討することを要望します。</p> <p>また、第9期の検討にあたっては、介護保険財源構成の内、介護保険料の負担割合を引き下げ、公費の割合を増やすことを強く求めます。</p>
河本 滋史	<p>・今回の臨時改定については、介護職員の処遇改善の重要性は十分に理解するが、処遇改善を介護報酬で対応することは、保険料負担や利用者負担のさらなる増加</p>

	<p>につながる。審議報告にあるように「効果検証の着実な実施」とともに、「処遇改善の在り方の検討」にあたっては、処遇改善を介護報酬で対応していくことの是非や財源のあり方等も含め、丁寧な議論が必要だと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、介護給付費が年々増加し、支え手である現役世代もこれ以上の負担には耐えられない状況にある中では、「財源が限られる中で保険料や利用者等の負担も念頭に置いた介護報酬の見直し」は、介護報酬改定にあたって不可欠なものとする。臨時改定で処遇改善を行うのであれば、「今般の措置とは別に」ではなく、負担増を出来る限り抑えるべく、効率化や適正化の議論も並行して行い、改定に反映すべきと考えている。 ・これまでも繰り返し申し上げてきたが、今回の臨時改定で同時に行うことが無理だとしても、保険料負担や利用者負担の増加を抑える対応を、次回の定時改定まで待つのではなく、少しでも前倒しで反映できるように検討していくことを強く要望する。
<p>小泉 立志</p>	<p>令和4年度介護報酬改定に係る諮問については、特に異議はありません。</p> <p>今後の運用に向けて、介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算も含めて、介護職員等ベースアップ等支援加算のあり方について検討を進めて行くべきと考えます。</p>
<p>小玉 剛</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料「令和4年度介護報酬改定について」2ページ目の処遇改善に係る加算全体のイメージ（令和4年度会定義）について意見と要望。 <p>この左下の表は、加算についての全体のイメージを示しているが、新加算（黄）の上には特定処遇改善加算（ピンク）、下には処遇改善加算（青）とそれぞれ加算のための要件を考えると、複雑な対応となる。</p> <p>処遇改善のための要件を整理し、事業所が算定しやすいように整備されることを要望する。</p>

<p>小林 司</p>	<p>①将来にわたり質の高い介護保険サービスを利用できるようにするためには、政府の「公的価格評価検討委員会 中間整理」に書かれているとおり、「更なる処遇の改善に取り組むべき」であり、令和4年度介護報酬改定の内容では不十分と言わざるを得ない。今回の3%程度の賃金引き上げにとどめることなく、少なくとも全産業平均の水準に達するまで、介護現場で働くすべての労働者のさらなる処遇改善を継続的に行っていくべきである。</p> <p>②また、介護分野全体の賃金水準を底上げするため、現行の処遇改善加算の対象外となっているサービス事業所も含め、ケアマネジャー、訪問看護、福祉用具専門相談員、事務員など、介護現場で働くすべての労働者を対象とするよう仕組みを改善していくべきである。</p> <p>③なお、介護報酬改定の実施にあたっては、国と地方自治体との連携で、事業所等への積極的な働きかけとサポートを行うことで、今回の処遇改善を実効性あるものにするとともに、現行の処遇改善加算ⅣおよびⅤを算定している事業所が上位区分の加算を早急に取得できるよう、支援の取り組みを強化すべきである。</p>
<p>田母神 裕美</p>	<p>介護施設や地域において療養生活を送る高齢者が増加していく中で、ケア提供を担う専門職の確保が今後一層課題になることが見込まれます。</p> <p>介護保険施設・事業所、訪問看護に従事する看護職員の確保は、特に医療ニーズを併せ持つ利用者のケア提供に不可欠であり、また、令和3年12月21日の「公的価格評価検討委員会中間整理」においても、「すべての職場における看護師のキャリアアップに伴う処遇改善のあり方について検討すべきである」とされていることから、看護職員の処遇改善に対する新たな仕組みの構築に向けた財源の確保と、あり方の議論を要望します。</p>
<p>正立 斉</p>	<p>この度の介護報酬改定に係る諮問について、特段の異論はございません。</p> <p>改定の結果が、適切に介護職員のベースアップ等に反</p>

	映されたか、事後しっかりと効果検証を行うことが必要であると考えます。
吉森 俊和	今回の諮問内容については、当分科会の審議報告に即したものであり、特に異論はないが、審議報告中の「効果検証」及び「保険料や利用者等の負担も念頭においた介護報酬の見直しの検討」について、具体的にどのような方法・段取りで、いつ実施するのか、工程及びスケジュールを明示していただきたい。
米本 正明	特に意見はございません。